

# 移動タンク貯蔵所(タンクローリー)における 保安確保に関する注意喚起情報

**「不適正な注入ノズルで、容器やタンク等へ注入することは危険です。」**

## 1 不適正な注入ノズルについて

移動タンク貯蔵所は、自動車の荷台上に設けられたタンクに危険物を収納して、移送するものであり、過去に大規模な災害に至った事例は少なくありません。

また、管轄する消防機関の地域外でも事業活動を行うことができるため、各消防機関が災害発生防止のため保安確保を行っているところです。

川越地区消防局では、移動タンク貯蔵所の保安確保のために、定期的に立入検査を行っておりますが、他の地域において、容器への詰替えを行うことを目的とする移動タンク貯蔵所の注入ホースの先端部の注入ノズルについて、手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えた注入ノズルに無許可で変更を行っていた事例や、手動開閉装置を開放の状態に固定できるように無許可で改造した事例があったことが総務省消防庁からの情報により判明しました。

これらの注入ノズルの変更や改造を市町村長等の許可を受けずに行った場合は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第11条第1項の違反となります。

また、これらの変更等を行った注入ノズルで容器やタンク等に危険物を注入した場合は、法第10条第3項の違反となるほか、**危険物の流出事故を発生させる**おそれがあります。

1 移動タンク貯蔵所の位置、構造又は設備の変更をしようとする者は、市町村長等の許可を受けなければならないこと(法第11条関係)

2 移動タンク貯蔵所から引火点40度以上の第四類の危険物を注入ノズルで容器やタンク等に注入するときは、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル(手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。)により行わなければならないこと(危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第40条の5、第40条の5の2関係)

## 2 対応

そこで次の事項について対応をお願いします。

▶川越市、川島町において、移動タンク貯蔵所を常置場所としている事業者は、移動タンク貯蔵所において、不適正な注入ノズルを使用していないか確認してください。不適正な注入ノズルであると判明した場合は、消防局予防課保安担当に連絡をお願いします。

▶川越市、川島町において、不適正な注入ノズルを使用した注入行為を発見した方は、消防局予防課保安担当までご連絡をお願いします。

### 3 違反処理

- 1 許可を受けずに、注入ノズルを改造又は交換したと認める場合、不適正な注入ノズルを使用して注入行為を行ったと認める場合は、関係者に対し、消防法に基づき、命令などの行政措置を講ずることがあります。
- 2 上記の行政措置に違反した場合、又は違反の内容が悪質な場合は、警察又は検察に告発を行うことがあります。
- 3 関係する危険物取扱者は、危険物取扱者免状を交付した知事から、消防法第13条の2の規定に基づき、危険物取扱者免状の返納命令になることがあります。
- 4 違反者の行った違反行為が事業主の管理監督責任懈怠等に起因するような場合は、事業主に対しても再発を防止するため、一定の違反処理を講じる場合があります。

#### 問い合わせ先

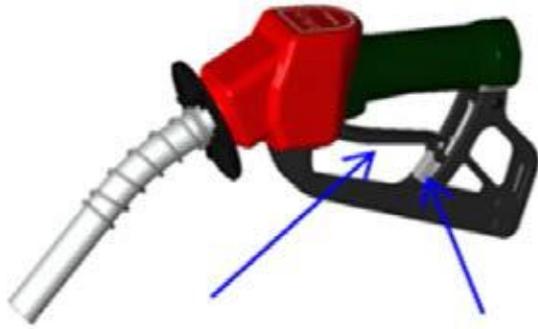
川越地区消防局予防課保安担当

TEL 049-222-0744

E-MAIL [yobou@119kawagoechiku.jp](mailto:yobou@119kawagoechiku.jp)

# 移動タンク貯蔵所の注入ノズルを無許可で変更又は改造した事例の概要

## ※1 ラッチオープンノズルの例



レバー

ラッチ

提供：日本ガソリン軽量機工業会



ラッチオープン状態  
(レバー固定)

提供：日本ガソリン軽量機工業会

手動開閉装置を開放状態で固定できるノズル

## ※2 注入ノズルを開放状態で固定できるように改造した事例



写真提供：都道府県A

注入ノズル(手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものではない。)に穴を開け、ピン等を穴に通すことで「開」状態で固定できるように改造を行ったもの。